

最高裁人能A第000300号

(人いー07)

平成21年2月2日

高等裁判所長官殿
地方裁判所長殿
家庭裁判所長殿
最高裁判所事務総局局課長殿
司法研修所長殿
裁判所職員総合研修所長殿
最高裁判所図書館長殿

最高裁判所事務総長 山崎敏充

永年勤続者の表彰について（依命通達）

最高裁判所表彰規程（昭和31年最高裁判所規程第1号）第2条第2号の規定による標記の表彰について、下記のとおり定めましたから、これによってください。

記

1 表彰の区分等

- (1) 裁判官以外の裁判所職員（以下「職員」という。）で永年勤続し、勤務成績が良好である者に対する表彰は、最高裁判所長官表彰及び所属長表彰に区分し、その表彰者及び対象は、次のとおりとする。

区 分	表 彰 者	対 象	
		勤続年数	範 囲
最高裁判 所長官表	最高裁判所長官	25年以上	全裁判所（検察審査会を含む。） の職員

彰			
所属長表彰	最高裁判所事務総長 (以下「事務総長」という。)	20年以上	最高裁判所の職員
	高等裁判所長官		当該高等裁判所の職員
	地方裁判所長 家庭裁判所長		当該地方裁判所（管内の簡易裁判所及び検察審査会を含む。以下同じ。）及び家庭裁判所の職員

(2) 同一区分の表彰は、1人について1回限りとする。

(3) 勤続年数の計算の基準日は、次のとおりとする。

ア 最高裁判所長官表彰

退職（死亡による退職を含む。以下同じ。）の日

イ 所属長表彰

毎年10月1日

(4) 勤続年数の計算に当たっては、定年退職に引き続いて再任用された場合における再任用職員としての在職期間、人事交流等により引き続いて職員となった場合における前職である職員以外の国家公務員としての在職期間、その他の他の職員との均衡を考慮し必要があると認められる職の在職期間を勤続年数に通算することができる。

(5) 次のいずれかに該当する職員は、表彰の対象とすることができない。

ア 最高裁判所長官表彰に相当する大臣表彰等を受賞している者

イ 懲戒処分を受けた者。ただし、最高裁判所事務総局人事局長（以下「人事局長」という。）の承認がある場合は、この限りでない。

ウ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条第2号の規定により休職中の者

2 被表彰者の決定

- (1) 最高裁判所長官表彰は、最高裁判所長官が被表彰者を決定する。ただし、最高裁判所の職員以外の者については、高等裁判所の上申に基づき、被表彰者を決定する。

この高等裁判所の上申は、自庁並びに同管内の地方裁判所及び家庭裁判所の職員について行うものとする。

- (2) 所属長表彰は、事務総長が表彰者であるものについては事務総長が、高等裁判所長官が表彰者であるものについては当該高等裁判所長官が、地方裁判所長及び家庭裁判所長が表彰者であるものについては当該地方裁判所長及び家庭裁判所長が、それぞれ被表彰者を決定する。
- (3) この通達に定めるもののほか、被表彰者の決定方法に関して必要な事項は、人事局長が定める。

3 表彰の日

- (1) 最高裁判所長官表彰は、退職の日とする。
- (2) 所属長表彰は、毎年10月1日とする。
- (3) 各表彰者は、(1)又は(2)の定めにより難い事情がある場合には、これらの定めと異なる日とすることができる。

4 表彰の方法

- (1) 表彰は、表彰状を授与し、副賞を贈呈して行う。
- (2) 表彰状の授与等は、被表彰者の勤務する裁判所又は検察審査会において適宜の方法で行う。

付 記

1 実施

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

2 通達の廃止

昭和63年1月27日付け最高裁人能A第3号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」（以下「旧通達」という。）は、平成21年3月31日限り、

廃止する。

3 経過措置

旧通達による1号表彰を受けた者は、この通達による最高裁判所長官表彰が、旧通達による3号表彰を受けた者は、この通達による所属長表彰が、それぞれ行われたものとみなす。

付 記

この通達は、平成28年4月1日から実施する。